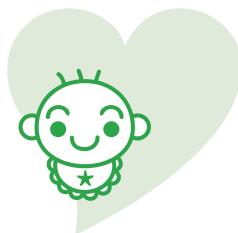


特定不妊治療費を助成します

子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず、子どもに恵まれない方が少なくないことから、市では、特定不妊治療（体外受精と顕微受精）を受けるご夫婦の経済的な負担を軽くするため、自己負担分の一部を助成しています。



なお、この助成事業と三重県が実施する「特定不妊治療費助成事業」を市の窓口で同時に申請することができます。

●助成を受けることができる方（次のすべてを満たす方）

- ①特定不妊治療以外の治療法では、妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦
- ②夫婦のどちらか一方が本市の住民基本台帳または外国人登録原票に登録されている方
- ③三重県知事が指定する医療機関で特定不妊治療を受けた方

●所得の制限

前年（1月から5月までに申請する場合は前々年）の夫婦合算所得が300万円未満であること。

※所得の範囲と所得の額の計算方法は、児童手当法施行令を準用します。「児童手当用所得証明書」で確認してください。

※三重県が実施する「特定不妊治療費助成事業」の所得制限は730万円未満です。

●助成の額と期間

1年度につき1回限り、上限20万円（夫婦のどちらも継続して1年以上いなべ市に住所を有していない場合は上限10万円）とし、都道府県と市町村（いなべ市含む）で同様の助成を受けた年度も含めて5年以内

●申請方法

受診等証明書に治療を受けた指定医療機関で証明を受け、申請書と必要な書類を添えて、治療終了後60日以内に申請してください。申請書は、健康推進課に提出してください。

●その他

申請書類は、健康推進課へお問い合わせください。【郵送可】

市ホームページからダウンロードすることもできます。

携帯電話で見られます！



三重県不妊専門相談センター

三重県では不妊専門相談センター（三重県立看護大学内）で、不妊に関する様々な悩みに対する電話相談や情報提供を実施しています。

専用電話：059-211-0041 ※相談無料・秘密厳守

相談日：毎週火曜日

受付時間：12:00～14:00 15:00～18:00

相談員：看護師（不妊カウンセラー）

問大安庁舎 健康推進課 T 78-3517 F 78-1114

市長コラム

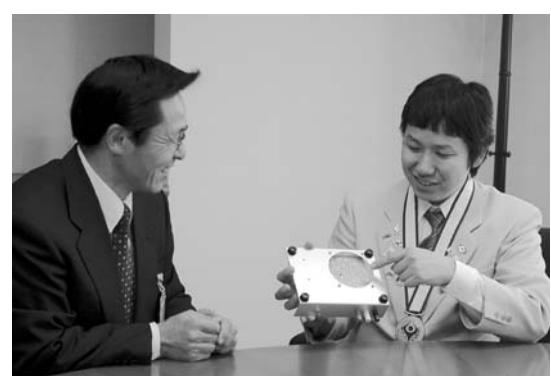
技を磨き、未来を拓く

いなべ市長
日沖 靖

デンソー大安製作所の飯田一法さんが、障害者の技能オリンピック（国際アビリンピック）で銀メダルに輝きました。飯田さんは幼少時の病気で耳が不自由になりましたが、会社では自動車のエアバックセンサーの製造を担当し、普段行っている製品の補修技術に磨きをかけ、見事、銀メダルを手にしました。

この大会にデンソーからは2部門7人が参加し、金2個、銀2個、銅1個と、ほぼメダルを独占しました。会社の技能レベルの高さと、その技能を伝える教育水準の高さを物語っています。

飯田さんは今後、後進の指導に当たるそうですが、「もっと技を磨きをかけたい」と新たな闘志を燃やしています。飯田さんの自信に満ちた姿から、「ものづくり」の原点と福祉のひとつのあり方を見ることができました。



市長に手話で受賞報告をする飯田さん▲